

第5回京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会

平成16年12月2日（木）

ウイングス京都

【事務局】

本日の会場の女性総合センターウイングス京都は、京都市において、女性の自立と社会参加の支援を中心とした男女共同参画社会実現のための拠点施設として、市民の皆様幅広く利用いただいている施設である。また、建物の外観が明治の末に建設された京都商工銀行の外壁を再利用しており、明治期と現代の建築様式が融合した新しい建物として親しんでいただいている。

【座長】

本日の議題は大きく分けて2つあり、一つは、我々がこれまでやってきたことの間まとめに向けての意見の整理である。

もう一つの議題である今後のスケジュールについては、お断りしなくてはならない問題が生じている。もともと、人権ということについて共通の理解があることを前提に話を進めてきたが、改めてその中身をはっきり確認する必要があるのではないかと御意見があり、その総論部分の検討に時間を要した。そのため、従来の行動計画において多くの部分を占めている人権各論について、ほとんど議論できていない。従って、その分野についても十分に検討を行う必要があるのではないかとと思われる。そのため、当初は全6回の委員会を開催することとしていたが、委員会を1回分増やすこととお諮りしたい。

今日は、前回までに出たいろいろなご意見を、事務局の方で項目別にまとめて整理していただいている。この資料は前回ご欠席の委員にも配られているので、本日、必要があれば追加コメントをお願いしたい。今後、今日の審議を踏まえ、事務局にもう一回整理し直していただくとともに、1月中旬に、人権分野の各テーマ毎に議論する機会を設ける。そして、今日ある意味でまとめる総論部分と1月の各論部分と合わせたものを最終的に事務局で合体させ、市民一般のパブリックコメントにかけることになる。パブリックコメントが出そろった段階で、もう一度最終まとめの委員会を3月に開くというスケジュールとなる。

1回余分にかかることになるが、このような変更をご了承いただけるかどうかをお諮りしたいと思う。(異議なし)

6回で終わるはずのものが1回増えるので申し訳ないが、特にご異論がなければ、ご了承いただいたということで、議事を進めさせていただきたい。

それでは、議題2に移って、資料2を中心に検討したいので、この資料について、事務局から説明願いたい。

【事務局】

それでは、資料2の中間まとめに向けた意見整理については、今、座長からもご説明をいただいたが、第4回終了時点でこれまでの意見をまとめ、中間まとめのための意見整理を行いたい。委員の皆様にご確認をいただき、また、前回欠席された委員の方のご意見を反映するためにも、事前にこの資料を送付させていただいた。お手元の資料2は事前に送付したものと同一のものであり、この資料の追加意見として、資料2-2として委員から出された資料をつけてあるので、ご確認いただきたい。

総論部分の人権とは何かという部分について、前回、座長にまとめていただいたが、本日は、この資料の各項目について、追加、修正等のご意見をいただき、最終的に委員会の意見としてまとめていただきたいと思いますと考えている。

【座長】

議題は幾つかの項目に分けてまとめてあるので、その順序で時間配分をしながら、最初の項目から始めたい。

まず、今の事務局の説明について、何かご意見、ご質問はないか。

【委員】

前回の会議のときに具体的な関西電力とかの名前が出たことに対する返事をいただきたいと意見をしたが、今日はそのことは置いておくということになるのか。次回の委員会に持ち越してお答えいただくということになるのか。

【事務局】

具体的な返事というのは、どの部分か。

【委員】

第4回委員会の摘録ができていたら、その中に意見が書かれていると思うが、まだ、摘録が配られていない。次回に返事をもらうことになっていた。

【事務局】

前回の委員会でいただいた意見もこの資料の中には入れてある。

【委員】

そのときは、以前に（第3回の委員会）座長から関西電力という具体的な名前が出たので、例えば、具体的な施策としてはどんなことを考えているのか、可能なのかということをお伺いしたいと申し上げた。次回でも構わない。

【事務局】

今回は、座長が説明されたように、これまでの意見の整理ということで、資料についての意見をいただき、またこちらで説明すべき項目があれば、次回にでも説明させていただきたいと思う。

【委員】

よろしくお願ひしたい。

【座長】

ほかに何か。それでは、これを順番にやっていけばいいのか。それぞれの項目について、何か市からの説明があるか。

【事務局】

市から説明ということは特に予定していないので、人権施策を取り巻く環境のそれぞれの項目について、追加・修正等のご意見等があれば、順番に出していただきたらと考えている。

【座長】

後ろの項目の意見は初めに出さないようにということか。

【事務局】

進行はお任せしたい。

【座長】

それでは、順序に即して進めたい。

【委員】

スケジュールはわかるが、進め方でよくわからない点がある。この資料は意見整理であり、箇条書きになっている。3月末の計画策定に向けたパブリックコメント募集の段階で市民に提示する中間まとめは、このような箇条書きではなく、文章化されたものになるのだろうと思う。この資料をもとにして、文章化していくということでもいいのか。

【事務局】

本日、この資料に対して追加の意見等をいただき、また1月の委員会では、各人権課題についてのご意見をいただくことになる。最終的には、全体の総論と人権課題毎の記述をまとめた文章を「中間のまとめ」として、事務局で準備し、委員の皆様方にお示しすることになる。

【座長】

確かに、項目だけを挙げた時と文章にした時とでは印象がかなり変わる。つまり、どれを先に持ってくるかということも影響するので、なるべく早く文章化の作業を進め、我々の手元へ届くようお願いしたい。

では、項目としては、最初に、人権施策を取り巻く環境、その次に人権の基本的な考えである。これは時間をかけてやったところでもある。そのあと、施策推進の基本方針であり、具体的な施策となる。これも「等」となっているのでわかりにくいですが、中身は教育及び啓発に関する部分である。

それから、保障としているのは、人権保障の具体策、つまり、実際に人権を侵害されな

いように、あるいは現に人権が十分に保障されていない方の手当てをどうするかという点を中心にまとめてある。

それから、相談・救済であるが、これは比較的是っきりしている。そして、進行管理とは、具体的な施策が本来の趣旨に沿って実現されているかをいかにチェックしていくかということである。

もちろん、自分の発言が意図していない項目に入っている場合もあると思う。自分はこういうつもりで言ったとか、このまとめ方には問題があるというようなことで、何かお気づきの点があれば随時ご指摘いただいたらと思う

それでは、人権施策を取り巻く環境には3項目が挙がっているが、この点について何かお気づきのこと、あるいは追加発言があればお願いしたい。

【委員】

先ほどした質問ともかかわるが、なかなか進め方が難しいと思う。今までの議論の中で出たものを丁寧に拾ってもらっているが、これがそのまま同じような重みで文章に反映されていくと、拡散した印象になってしまうのではないかと思う。総論的に語っているところや、具体的な啓発に触れている部分などで、メリハリをつけていくための話を今日するのだと思っていた。座長が言われたように、市で分類された組立であったとしても、その順序で議論することと、それを実際に文章化するために、その順番で構成でいくこととは少し違うのではないかと思う。そのあたりの話をどのタイミングでするのがいいのか。今、項目毎の審議に入るとどうしても具体的な細かいところの議論になってしまうのではないかと懸念している。

【座長】

言われたとおりだと思う。従って、頭の中ではこういう順序で大きなまとまりが出てくるということを前提として置いていただき、特に、言いたいことや、あるいはそこに書いてあることがあまり適当でないとか、総論としてはこういう視点が欠けているということがあれば、ご遠慮なくご指摘いただきたい。

例えば、2番目のような問題は各論にも関係するし、我々が意識するしないにかかわらず、日本の閉鎖状況という部分があれば、それは積極的に改めていかなければならないということだろうと思うが、その程度で比較的自由にお考えいただいたらどうか。

【委員】

ゆっくりと人生をかけて話すなら、本当に限りなくあるが、この人権委員になるに当たり、いろいろなことを話しはじめると間に合わないと思って、2つしか考えてきていない。

まず、昨年、私は市立浴場廃止という提案で市会に請願書を出した。昨年出したのに、まだ採択の結果をもらっていない。市立浴場しか知らなかったが、市会の傍聴人になってみて、行政の矛盾はこんなにあるのかというぐらいに知識としてたくさんのもが入ってきた。私の周囲で生きている人たちと触れ合い、その人たちにどうして差別の結果が残っているのかと考えると、これをなくさなければと思ったのがまず委員になった1つの理由である。

それから、もう一つは、突然に、自分が韓国人であることを打ち明けてくれた人がいた。その人と私の違いは何なのだろうと思った。彼女の話やその周りの人たちの話もいろいろと聞いたが、委員として発言するのは、1つのことだけにしておこうと思った。いっぱい言っても何も通らないと思ったので、外国籍市民の選挙権を実現させて欲しいと言った。具体的な変化があって初めてみんながついてくると思う。理想論はいっぱい言いたいし、思っているが、私は2点だけ思っている。本当はもっといろいろなことがあるが、全部言うとも何も実現しないので、この2点を何とか進めていきたいと思って委員になった。

発言が長くなってしまうとわからなくなってしまうタイプなので申し訳ないが、また折を見て言わせてもらいたい。

【座長】

文章がどの程度のものになるのかわからないが、私としては、初めのところは本当に二、三行でいいと思う。要するに、人間相互の関係が非常に希薄になって、子どもを取り巻く地域社会が従来持っていた機能がなくなりつつある。その中では家庭というものが重要性を持ってくる。また、日本の社会は否応なしに、例えば人口の老齢化で介護に当たる若者が減っていくため、東南アジア等から外国人の若い人の労働力を入れる必要もあるということになる。つまり、人権にとっては、人間関係が希薄化している一面で、日本としては国際化せざるを得ない状況がある。今日は、ジャーナリストである委員の目からもさらっと語っていただければと思っている。

【委員】

今の委員からの提案に関連するが、私もちょっと混乱している。どのようにまとめて、どういう形でパブリックコメントをとるのかについて我々は聞いていない。効果的に意見を集めるためにも、まとめ方をしっかりしないといけないと思う。元の計画も各人権課題に沿ってまとめられていたので、そういうまとめ方が一番わかりやすいのかなと思う。でも、そうすると、自分たちの意見をどのように文章にすればいいのかなどと、自分で事務局のようなことを考えていた。でも、その観念がどこかにないと話していてもすごく曖昧になってしまうのではないかと危惧しているので、どのようにパブリックコメントを集めるかという方法についてもお伺いしたい。どのようにメリハリをつけていくかという部分でもあるので、皆さんの意見を十分に聞きたいと思う。

【座長】

我々は、従来ある計画を踏まえていろいろなことを今まで言ってきた。だから、そういう資料が必要である。今の発言のように、この資料だけを見て何かを言えと言われても、非常に言いにくいというのは率直な反応だと思う。市はずっと記録しているので、おそらく、まとめられる方の頭の中では、あるいは事務局全体としては、これが文章化したときの形がおわかりだと思うが、このように、ぶつぶつに切って、しかも、各委員の発言をいろいろなところへちりばめて出されると、議論の対象としては余り適当な素材ではないなという感じがしている。間違っていようとまいと、例えば人権の基本的な考え方について文章化されていれば、それはそれでコメントができるが、ぶつ切りに出されて、しかも順序も、広いものが後ろへ行ったり、細かいものが前に来たりしている。だから、この資料で進めるとしたら、ここに書いてある一つ一つのことを問題がないかどうかを点検することしかできない。

【委員】

資料2-2には簡略化して意見として載っているのですが、委員会の摘録の前後を読めばこういう意味だなとわかる。一部分だけを取り上げるというまとめ方で、かつ、具体的な施策に関して片仮名が多くなると、何をするのかかわからず、何もないみたいだという感想しか持てなかった。読んでいて本当に困った。今日は何の話をするのだろうと思った。この資料を作った方は、どんないいところがあると思っているのか聞いてみたい。

【座長】

時間はまだ十分あるので、あえて申し上げる。環境については、冒頭で二、三行触れられたらいいことなので、その文章が出てこないと我々としては具体的にコメントしにくい。それから、基本的な考え方は、前々回からかなり詰めて審議している。要するに、人権文化は、まず人権が一人一人に属する問題であり、しかも、人はそれぞれ個性があって、いろいろな考え方、いろいろな人がいて、多様性がある。ただし、自分が大事であり、自分の人権を守るということは、その中のみんなにとって大切なことなので、他人も同じような立場にあるとしたら、お互いの違いを認め合って一緒に生きていくことが必要になってくる。難しい言葉で言えば、多元化社会における共生である。それも先ほどあったように日本の国際化という中で考えていくわけなので、いろいろな意味の差別がないということが1つの中心になるし、そういう自分の置かれた環境やいろいろな問題について自由に発言でき、それを阻害する要因をなくすようなものが全体として人権文化だと言えるのではないか。

それから、それを進める基本方針だが、従来はややもすれば、現に人権侵害をされている方、されやすい方の立場から人権を語ることが多かった。その意味で、何が少数者であり、多数者であるということには問題があるが、少数者の立場から見た方針という印象を受けやすかった。しかし、そうではなく、人権はみんなの問題なんだとすれば、多数者も納得できることになる。人権は少数者だけの問題ではないという前提に立って基本方針を進めるべきではないかということであった。

そして、具体的な施策では、教育・啓発の際に、今申し上げたような基本的な考え方を土台にして、これはある程度具体的な方法で、実際に語りかけられる者にとって聞きやすくなる工夫をする。それから教育も、家庭教育、学校教育、社会教育といろいろな分け方ができると思うが、それがバラバラではなくて、先ほど言った1つの考え方から出てくるという横のつながりがある。4ページの下に書かれているが、世代別など、対象に応じた効果的できめ細かい広報、情報の提供は教育・啓発の具体的な方策にかかわる問題である。企業は企業で他の人間集団にはない視点からの教育・啓発のあり方というものを考える必要があると思う。職員、あるいは人権にかかわるような仕事、これは警察、消防、それから保健等では、特に人権に直結する職場にいるのだという自覚を養成するような教育が必要である。

【委員】

具体的な施策などが片仮名で書かれてあり、何をするとやっているのかがわからないと思った。具体的な施策として何が必要であるとか、何をどのように持つべきであるとか、大事であるということについて、課題としてあるというだけではなくて、具体的にこうしていくということが施策だと思う。何年度からこれをこうしていくということが必要である。責任であるとか課題であるとするだけでは具体的ではない。私たちが話してきたことを今後こういう具体的な施策として進めていくという項目にしていきたいと思う。

【座長】

おそらく市としては、そういうまとめは最後にやられるつもりだと思うが、我々としては、ある段階で示していただきたい。今まで、従来の案を前提に話をしてきたと思うが、絶えず持ってくるわけではない。従来ある案があって、我々の意見があって、初めてつなげた議論が可能となる。そういう意味で、少なくとも今までの案を配っていただくとか、あるいは必ず持って来るように予め指示していただかないと困る。私は、今、無理にまとめようとしているが、羅列だけではそういうことぐらいしかできない。

【委員】

今、委員が言われたことと同じようなことが気になっていた。これは人権文化推進指針ではなくて計画というタイトルがついているので、やはり特に3番目の具体的な施策等については計画という中身になっていないといけないのではないか。この資料は今までの議論を拾っていただいたものなので、まだ計画の形になっていないと思う。逆に言うと、施策推進の基本方針のところまで意見交換をしてきたことを踏まえたような、これまでの京都市のいろいろな取組について、総括として、こういうことを、こういうスタンスでやってきたが、もう少しこういう部分が必要ではないかという形で触れていただいて、それをもとに3の具体的な施策として、だからこういうことを計画するという展開になっているのが議論としてもすっきりするのではないか。例えば、座長に触れていただいたような職員研修、特に公務員の人権意識については、前回か前々回に私も触れたことだが、それをどうしていくのかというところが見えないと、なかなかこれ以上コメントをするのが難しいと感じている。

【委員】

ずっと話を聞いていたが、皆さんから一通り意見が出ている。市に対する問いかけをしているのだから、市に答えていただいたらどうか。それから議論を進めたらどうか。

【座長】

これまでの一つ一つの意見が重要な指摘であり、提言になっている。それを京都市としてはどのようにまとめる計画なのかということを知りたい。繰り返しになるが、意見の羅列では、自分が発言するときに、どこに入っていくのかということがわかりにくい。つまり、パブリックコメントを出すもとなるようなものを、我々の意見を踏まえて早く示していただきたいということに尽きると思う。それでは、可能な範囲で市から回答をお願いしたい。

【事務局】

こちらの準備のことでいろいろとご意見をいただき、反省をしている。今回までのスケジュールでは、各項目についての意見が時間の関係で十分にいただけなかったような部分もあるかという認識をしている。今回、事務局としては施策はこうあるべきだという提言の形で、検討委員会の意見をまとめていきたいと考えており、事務局でまとめるに当たり、各委員からそれぞれの項目について十分に意見を出していただいたかを今回のまとめの中で確認していただきたかった。確かに、前回の委員会が終わって、それを文章化したものをお示しできたら一番よかったが、とりあえず今まで出た意見をこういう形で一つ一つ項目として落とし込んでいったものを資料として作成した。私どもの思いとしては、この資料の中で十分にご意見をいただけていないもの、また、事務局のまとめ方で修正等の必要があるものについて意見をいただき、それを踏まえて、最終の提言という形の文章をまとめていきたいと思っていた。

先ほど、市の施策が示されないと意見が出にくいという御意見があった。私どもの考えた順番では、今回提言をいただき、その提言に沿った形で、市としてどういう方向性、どういう施策がそれに基づいて打ち出せるかを検討し、並行して計画を作成していくというつもりで進めている。先に、市の施策を示して、それに対して提言をいただくという形で議論できたらいいのかもしれないが、スケジュール的にそういうやりとりが十分にでき

るような時間的な余裕がなかったということもある。

【座長】

我々としては、今の時点で、計画はこうなるのだろうと想像して、関係のありそうな箇所に関して、漏れていることを言い足しておく以上のことはできない。繰り返すが、我々は、この10年間にやってきたものを前提にその問題について議論してきたので、今までの意見を踏まえて、今後の計画の案ではこのように変わるということを示して欲しいというのが皆さんの意見である。つまり、市の考え方をはっきり文章化して示して欲しい。今日の資料では、今ある計画のどこがどう違って、新しいものではどうなってくるのかということが見えてこない。非常に議論しにくい。まあ、この資料では名前が出ていないが、誰がいつ発言したことであるかは、発言された方は概ねご記憶されていると思うので、これは適当でないとか、自分の本意ではないとかといったチェックは今日でもできると思うので、今日はそのことをお聞きすることにしたい。

【委員】

今日の進め方についてはそれでいいと思う。1月の委員会の段階では、中間まとめとして発表される文章化されたものをもとに話ができるのであり、今日は今出ている内容についての過不足の話をするという流れでよいか。

【事務局】

1月の第6回委員会では、各人権課題について、市の現在の考え方をまとめた資料を皆さんにお示し、それぞれの課題毎にいろいろなご意見をいただきたいと考えている。ただ、時間的に次回は各論、つまり人権課題毎のご意見をいただくので精いっぱいになるのではないかと考えている。しかし、今お話があったように、本日、追加とか修正等の意見をいただき、総論的な部分についても速やかに文章化して、考え方としてまとめたものを次回にお示ししたいと思う。これを1月の委員会が開かれる段階ぐらいまでには見ていただきたい。それについては次回の委員会の場で詳しくご意見をいただけないかもしれないが、個別にでもご意見をいただいて、総論と各論のまとめをその後に速やかにやりたいと考えている。

【委員】

ぜひ文章は1月に出してもらわないと困る。というのは、今、自分の中ではモザイクの絵をつくっているような感じがある。今は、いろいろな色のタイルが材料としてざっと並べられているが、しっくいの部分にどのように並べるかによって、この箇条書きのものがどのように見えるかが変わってくるし、でき上がった作品の雰囲気も随分と違う。今出ている私たちの意見を踏まえ、しっくいの白い部分にもう少し補いながら、事務局で文章をつくれると思う。そうした全体像がないと話ができない。次回に各人権分野について検討する委員会を開催するのは構わないが、その時に必ずこの文章を出していただきたい。それを前提として、さっき座長が発言されたような進行になってくると思う。

【座長】

これは、結局は、我々に何を期待されているのかということに行きつくと思う。従来、国連の人権教育の10年という世界的な動きがあり、それを日本政府も受け入れて、各自治体はそれを踏まえたものを策定した。今回、この10年計画の期限が切れるので、お役所仕事と言え失礼だが、行政としてはその後どうするのか、将来に向けてどうするのかということを考えねばならないこととなる。しかし、これまでに世界の情勢が変わり、いろいろな動きもある。その中には、10年前に予測できなかったこともあるし、最も基本的であり、ずっと変わっていないこともある。そのための参考意見を我々に求められたのだというのが、私がお受けしたときの基本的な前提だった。

それに沿って、今まで項目別に皆さんのいろいろな意見をいただいてきたが、今回我々の前にあるのは、委員が出した個別の意見を市なりに整理したものであり、これでいいかどうか、欠けていることがあれば言うようにと求められた。しかし、その議論のためには基礎になる文章があって、この部分をこう変えたいがどうかという話の進め方でないと意味のある発言がしにくい。つまり、人権教育のための国連10年京都市行動計画でやってきたものはそのままなのか、そうではなく、今までの議論を踏まえて変えることになるのかどうかという点である。そうしたものが、パブリックコメントに出す前に総論部分でも各論部分でも出そろわないと、委員として責任を持った議論は非常にしにくい。これが、私が座長をお引き受けしている責任上の発言である。

本来はそういうものを部分的でも出して欲しかったが今日は無理だったので、最低限、1月の委員会を開く前にはパブリックコメントへ付せるだけの、そして、委員会での提言・発言が生きているということが我々にわかるような文章になったものを出して欲しい。市

ではおそらく、タイトルをどこへはめるかということはわかっているのかもしれないが、全体像を委員会として共有できないと意味のある発言がしにくいというのが今の状況であると思う。1月多少遅くなってもやむを得ないと思うが、それをやっていただけるのか。

【事務局】

今日は大変準備不足で申しわけない。座長が言われたように、次回の会議では、総論部分についてどのように組み立てようとしているのかという構成を最低出させていただきたい。パブリックコメントに付す場合は、文章がいい場合もあれば、箇条書きでフロー図のような形にして、市民の方々が見やすく、意見が言いやすいような形もある。その辺も念頭に置きながら、パブリックコメントを念頭に置いたたたき台の資料を次回には必ず出させていただきたい。

先ほどからご意見が出ている皆さん方に対する私たちの諮問の趣旨であるが、現在あえる行動計画が、各論つまり人権の各分野の課題にかなりのページ数が割かれている。また、教育と啓発という分野に限ってと言うと語弊があるが、主にそれを柱にしてつくられている。これが期限を迎えるという中で、私たちが考えているのは、今回、教育と啓発の分野にこだわらず、人権施策の全分野というか、その全体像をとらえていくということである。これは1回目の委員会でもお話をさせていただいたと思う。例えば、4ページ以降は教育と啓発から始まるが、相談・救済という分野と書いている箇所がある。従来あまりこの分野は人権関係の計画等では触れられていなかった分野であるが、今回ここに踏み込んで、人権にかかわる全体像を打ち出していきたいというのが大きいねらいであった。

先ほどから施策という話も出ている。確かに4ページの冒頭タイトルが施策等となっているため誤解を与えかねない部分である。市役所では、よくアクションプランという言葉を使っているが、今回はそういうものを考えていない。具体的に何年までに何をするかということについて、計画の中でまとめていくことに重点を置いているのではなく、先ほど申し上げたように、もっと大きな人権施策の骨格そのものを皆さん方に議論していただきたいと思っている。

これまでの議論で、人権の各課題の個別の議論のために、あまり多くの時間を割くことができなかつた状況があるが、最終的にまとめる場合には、各分野の課題が全くないというわけにもいかない。ただ、このことを議論し出すと大変な時間が必要になってくるため、行政側で一定の課題と今後の方向をまとめた資料を次回のたたき台としてお示ししたい。

それにチェックをかけていただき、その総論と各論を足し込んでまとめていきたいと考えている。次回には総論部分の構成・骨格を必ず出させていただこうと思う。

【委員】

今回送っていただいた傍聴者のご意見の中に、行政として実際に何ができるかを示してほしいという発言に対し、確かにそう思っているという励ましの言葉があった。行政としては何も変えることはない、みんなの意見を聞くだけだという姿勢ではなく、例えば、今差別意識があるとして、一方的に市民を啓発の対象としている人権教育・啓発は、むしろ、その方が人権侵害だという反省をし、その点を変えていくという行政の姿勢が必要と思っている。今回私たちの会議は、みんなの意見を聞いて、意見交換をしているという形が必要だけだという感じに聞こえたが。

【事務局】

決してこのような会議を持つこと自体に意味があるということではなくて、先ほど言ったようなテーマで委員の皆さんから提言をいただき、それを京都市の人権政策の柱にしていきたいということが狙いである。委員が言われているのは、それをどのように実現するのかということであり、市民の方々に、即、効果が出るような具体的な施策を求めておられると思うが、そうした部分は今回の人権の計画を策定した上で、それに基づいて更に具体的な施策を具体化していく段階での問題になる。計画という言葉の使い方で語弊もあるかもしれないが、順序として、今回皆さんには計画の方向性を議論していただいている。その中に皆さんの思いなどを反映していただき、それを受けて、各具体的な分野での施策を打ち出していくことになると思う。

例えば、委員が追加意見として、外国籍住民に対する施策としての参政権について書いておられるが、例えば、これを私どもの計画で即具体化するということにはならない。市役所の中には、いろいろな人権各課題の部局があるので、そこに対してはもちろん伝えていく。しかし、それぞれの分野で、例えば、外国籍市民の方の問題であれば、外国籍市民懇話会といものがずっと開催されていて、そこでこうした問題が主に議論されている。その中で、外国籍市民の皆さんに関わる施策について、具体的にどうしていくのかということが盛り込まれていくことになるため、そういうところとは連携をしていきたい。各部局に共通する人権関係の大きな方針をこの会議で打ち出すことができれば、それを踏まえて

各分野において、施策が具体化がされていくことになる。

【委員】

何回目の委員会だったか、私が平成のリストラ社員だったという話をしたと思うが、生活が苦しく、働いていた頃があった。十二、三万しかもらえないパートタイマーだったときに市役所に相談に行った。そして給料明細書、通帳就労証明書、勤務時間数を記載したものを示し、今は国民健康保険と国民年金が払えない、家賃を払った後、かすみを食べて生きていけるならいいけど、無理なんだと説明した。市役所では応接間に通していただき、とりあえず払わなくても大丈夫だと言っていた。その時に連携というものがあつたなら、私の勤務実態が、今日は10時間だけど、明日は2時間で帰ってくれ、残業代は出せない話というような不思議な話であることをしっかりと見てもらえたと思う。私は、その後、市会の傍聴人になって初めて、パートタイマーにもいろいろな権利があつたのだと知った。また、その頃には契約社員にもなっていたので、本当に矛盾を感じた。私は、これだけの時間を使って働いていても食べられないと言っただけであつたが、もしその時に聞いていただいた人がしかるべきところに回してくれていれば、また違った結果を得たのではないかというぐらい、市役所に行ってもチグハグである。単なる連携ではなく、こういう会議での意見を取り入れ、それを提示して計画につなげるという形でなければ、市民と行政の間には、幾ら意見を言ってもそのままになるという市民感覚しか残らないと思うが。

【座長】

事務局が言われていることは、つまり、次回に具体的な分野の具体的な施策の議論をする予定であるが、例えば、女性、子ども、障害者、外国人など市でそれぞれの分野で我々が今やっているような諮問機関的なものがある。だから、我々の今集まっている会議に期待されているのは、その全体を貫くような基本の部分での大きい方針転換や、社会の状況変化を踏まえた新しい視点からの提言なのだとということだと思う。

しかし、ある意味で、総論は各論とつながってこそ初めて意味が出てくるし、総論を議論をするときに各論の知識なしにやれるということは絶対がない。今の委員の発言は、窓口の数を幾らつくっても振り回されるのでは何もならない、本当に相談に来た人にとって何が必要かを見極めることが必要だということかと思う。そのためには、この部署へ行っ

たら、その問題は100%ではなくてもある程度処理できる。そこでできないところはここに行けば大丈夫という道筋をきちんと示す。我々もそれを言っている。具体的な相談・救済のあり方について、バラバラではなく、全体としてまとまっていることが必要であったりとか、心の悩みなど専門性が必要な分野もあるとか、そういう意見がいろいろ出ている。

そういうものが最終的に市の施策として、この点についてはこういうふうにも再検討するとか、改善するという形で示されないと、委員にすれば結局は言いつ放しだっただけになってしまう。委員会に諮ったという形をつくるだけのために、我々は7回も集まらねばならないのかという印象が残る結果になる。そうではなく、従来のあるものの中に、この委員会なりに頑張ったものが入ることにより、どこがどう具体的に変わるのかということがわかるようなまとめ方をしていただきたい。その上でパブリックコメントにかけて、パブリックコメントから吸収すべきものを吸収して、最終的にまとめていく。私の頭の中ではそのように考えて議事を進めてきたつもりである。もうそれは要らない、言いたいことだけ言って解散してくれということなら、それはそれで気楽であるが。結局、従来ある計画と我々の行ったいろいろな提言・発言が融合するような形を具体的に示していただきたいということだと思う。

【委員】

次回の委員会は市から各論の具体策を提言され、それについて検討する。また、総論についても、まとめとして提出するということがあった。それなら、その両方のまとめを最終の第7回目の委員会の時間内にできるものかどうか。今、座長が言われたような具体的なことまで検討するということになるのと到底時間的にも無理だと思う。我々が何をしてきたのか、また何をすべきなのかということに今は非常に戸惑いを感じているので、会のコンセプト、目的というものをもう一度はっきり示していただきたい。本日の段階でわからなくなってきた。

【事務局】

確かに人権の分野の議論は、事務局としても、どのように進めていくかということは大変難しいと感じている。先ほど座長が言われたように、私どもは総論を求めているわけであるが、確かに総論の議論をするためには各論の共通認識がないとなかなか議論がしにく

い。これまで、現在ある行動計画についても、各人権課題についての膨大な量の資料というか、情報があり、それらを委員の皆さん方に踏まえていただくために一定の時間をかけた。さらに、それを踏まえた上で総論の議論をしていただいた。我々が模索している基本的な方針、方向性についても、皆さんから、基本的な視点についてのご意見をいただきました。そういう中から、私ども事務局としては、その辺の皆さん方の意見にあった新しい視点を大事にして、取りまとめをしていきたいと思っている。

先ほどの委員のご質問であるが、各都市でこういう人権の計画をつくっているが、どれを見ても案外よく似ている。例えば、構成にしても、総論があって、各論があって、この各論が、各人権課題についての一定の評価があって、その下にどんな施策をしていくかとなっている。今の京都市の行動計画は、78の施策の項目を掲げているが、具体的な施策で考えると、出尽くしている感がある。しかし、引き続き取り組んでいく必要がある具体的な事柄もあるので、それはそれで取り組んでいけばいいが、そういう内容を単になぞるようなことにはしたくないという思いがある。今回行動計画の期限を迎えて、新しい計画をつくるに当たっては、どこにでもあるようなというか、何も京都市でこんな計画をつくらなくても、他の都市のこの計画をそのまま持ってきたら、大概はここに書いてあるではないかというものにはしたくない。新たな計画は、人権政策全般を見渡して、なおかつ新しい視点や方向性が打ち出せるようなものにしたいと思っている。

そこで、具体的には、先ほど言ったような保障、相談・救済、こうした分野にまで範囲を広げてまとめていきたい、そうしたご意見をいただきたいというところが一番大きかった。1回目、2回目の時に、この京都市の側の指針のようなものをご説明し、お伝えできたつもりでいた。私の感想で言うと、どうしても議論が各論の討論になってしまう。具体的な経験とか、事柄をもとに議論していただくので、各論の議論になると、その各論の話は何を目指して議論しているのなかなかわかりにくいというのが人権の分野の議論の難しいところだと思っていたが、改めてこの時期にこういうご説明をさせてもらうことは非常に申しわけないが、そんな考え、趣旨で進めてさせていただいたと思う。

繰り返しになるが、たたき台をお示ししないと、皆さん方としても、具体的にご意見を出しにくいということはよくわかったので、次回には必ず出させていただくので、よろしくをお願いしたい。

【座長】

私も市の立場であれば非常にしんどいと思う。不肖ながら座長をお引き受けする気になったのは、ちょっとでも人権の問題を身近なものにする上で、私なりの体験なり知識が生かせたらという思いがあったからであり、それは他の委員の皆さんも同じことだと思いで、今の部長の言葉どおり、1月には具体的な文章となって出てくることを期待したい。

基本方針のところは、はっきり言って、そんなに大きく変えるのは難しいと思っている。私も国際人権規約委員を18年やってきたが、世界中のどこを見ても、人権がその最終到達目的としているものはそれほど違わない。ただ、国によって、例えばイスラム教の国では、女性・男性の社会的役割の違いなどについては、ほかの国と大分違うところがある。そうすると、総論をどうするのかを中心とした具体的な施策が必要だし、それを裏づける基本的な考え方が要る。そういう意味では、初めの方の総論部分は今まで出たのをうまくまとめていただけたら、これ以上言うことはあまりないのではないかと。何か言うとしたら、具体的な文章化されたものが出てきた時に、ここには自分の思いが十分入っていないとか、我々の発言が十分生かされていないということであろう。それなしにこちらの意見だけ聞くと言われても、初めにも言ったが、その意見がどこへどう行くのかわからない状態では、結局言いつ放しになってしまうという懸念しか残らない。担当の方は大変だと思うが、さっき言ったように、それ程に大したことではないので、例えば、相談・救済について、専門性を高めていくとか、窓口のふりまわしを止めるという意見があった。そして、これは私の発言だが、区役所をどう活用するのか。つまり、京都市といっても比叡山のてっぺんから南の方まで広い面積であり、何か問題があったときにいちいち河原町御池の市役所まで出ていけない。せめて身近なところにある区役所へ行ったら人権問題をどう処理するシステムがあるのかわかり、そこで専門性がなくても、例えば保健所など、きちんと責任を持ってその問題に対処できるところへ回してもらえるのが大切である。そうしたことを言ってきたが、市として具体的にこうしていく計画だということが出てこない、自分の発言したことがどこへどうつながっているのかわからない。委員の皆さんは、おそらくそうしたフラストレーションを持っておられると思う。私も思い切ったことを言っている、どうぞ御遠慮なく発言してください。

【委員】

欠席ばかりしていたので、思いのたけをちょっと言わせていただきたい。今、市で次回にたたき台をつくっていただくとのことだった。そのたたき台はどのようなたたき台である

かをもう少し一度説明していただきたい。それから、今、部長が言われたように、全国一律の計画では意味がないと思う。要するに、京都市らしい計画をつくりたいと言われているが、一方で人権問題について、京都らしさが出せるものかどうか。しかし、部長の熱意としては、京都らしさを出したいとのことだった。今、座長も言われたが、基本方針そのものにはあまり変わりはない。だから、ここに何か真に新しいものを入れられるとしたら、先ほど部長がおっしゃったように、保障、それから相談・救済という新しい分野まで範囲を広げるというところに京都らしさをいかにして出せるかということだと思う。

この資料の5、6、7ページを見ていても、京都市という言葉があまり出てきていないように思う。つまり、京都であれば京都らしい人権のあり方や、施策の問題で京都らしさというものがあまり出てきていない。例えば、京都らしさと言えば町衆がある。町衆の人たちも区役所が行政の最小単位であるとは思っていない。だから、そういうものを人権と何らかの形で結びつけていけば、何か京都らしさというか、京都市だからというものができる。今回の計画は有意義で、かつ他とは違ったものを期待されていると思うので、僕自身もそういうところで何かアイデアを出していきたいと思っている。

ただ、一つ聞きたいのは、次にたたき台を出すと言われるが、何に対するたたき台なのか。つまり、単に基本方針の部分のたたき台ではなくて、保障、相談・救済全体に対するたたき台を出していただけるのかということとである。それから、もう一つは、今、予算編成に当たると思う。だから、ちょっと細かい話になるが、人権としての予算編成は済んでいるのだから、来年度の基本方針は既に出ていると思う。だから、そういう基本方針というものはここへ出していただいても別に構わないのではないか。細かい話になるが、来年はこういう計画で今予算編成をしている、こういうことを計画している、といった資料をあわせて出していただいたらどうかと個人的には思っている。

【事務局】

たたき台のイメージということであるが、先ほど座長からもあったが、総論的な部分の中の基本的な考え方は、大体これまで出た意見を簡単にまとめるようなものになると思う。ただ、問題となるのは、こういう人権教育・啓発、保障、救済の分野であり、あとのフォローアップ、進行管理のところである。従来の行動計画の総括の中で、こういう課題があるということは前に資料としてお渡ししており、それに対して今までご意見をいただいた。その中で、特に今までの行動計画で進めてきた中でいろいろな問題点というか、欠けて

いた視点等について、この委員会の中でいろいろとご意見をいただいた。例えば、評価の視点について、今までも市はそうした視点で進行管理をしているが、なかなか評価の視点に客観性が欠けていたのではないかとということや、また、市の施策を推進していく体制に課題があるのではないかとというような、大きな幾つか課題をご指摘をいただいていると理解している。

今回のたたき台の部分については、これまでの行動計画でやってきたことについて、各委員からのご意見、ご指摘を踏まえて、施策の基本的な進め方のところで、こういう視点を入れたものにすべきだという幾つかの今まで出た項目をまとめたい。その上で先ほど部長が言ったように、京都市において今まで取り組んできたものに対する委員会からの具体的な提案を基に幾つかポイントを絞ってまとめていくようなものになるのではないかと考えている。

【委員】

僕が言っているのは、要するに、委員会に対してどういうたたき台を出していただくのかというイメージを先に教えておいてもらわないと委員としても準備ができない。前の行動計画の見直しの問題点、今後のあり方は既にも書いてあるので、次に出していただくたたき台というものが、どういうものたたき台なのかということをきちっと教えてほしい。大体イメージはこんなものでたたき台をつくるということ。たたき台、たたき台と言われているが、要するに、どういうたたき台なのかよくわからない。

【委員】

次回のときは粗い文章でいいので、文章化されたものをぜひとも欲しいと思う。でない、いつかは意見が噴出すると思う。そんなことが一番最後に出てきたら、計画にとってのタイムリミットになってしまってどうにもならないということになると思う。先ほどもお話があったが、1月の時点では完成されたものでなくてもいいので、ぜひともお願いしたい。本来であれば、今日出したかったが、多分1月ごろにならないと準備ができないという事情があったのだと思う。今日は、とりあえず、この資料の中でここに入れているのはまずいのではないかと、少し言葉を加えてもらう必要があるのではないかとといった点だけご意見をいただくという形で、ご説明いただくということをお願いできないものか。

【座長】

先ほど申し上げたように、今日はそういうことで残りの時間を使いたいと思う。

【委員】

今の部分で、京都らしさと言ったが、世界の京都ではないか。国際都市であり、永住権を持って過ごしている外国人の多い都市である。先ほどのどっちの部署でどうやっているということではなくて、先駆けとしてこういう計画を進めるといって声を京都から上げてもらいたい。だから、直ぐに参政権がとれるということではなくても、とれるための一段階としてこういう声を発信するといったところは、もう一度、1月までにご検討願ってお答えいただきたいと思う。

【座長】 どうぞ自由に。結論のない議論でいいと思う。

【委員】

以前、私は学生の時に青少年育成計画の改定にかかわったというお話をした。今回と随分違う点は、そのときは学生のボランティアとして無償だったということもあるが、そういうたたき台自体を学生がつくって、市の方と交渉した。それで、具体的な計画が出たときにも、この部分が加わったのだということがわかりやすかった。多文化共生の項目が計画になかったので、それをどうしても入れてほしいと言って、お願いして入れてもらったのを覚えているが、そういう成果がこの会議でも出たらいいのではないかなと思う。しかし、原案も含めて、委員会のこの場では、結構、言いたい放題言って、事務局の方に全部その作業をしていただいているので、どうしてもそういう負担が出てきてしまうのではないかなと思う。

それと、自分が計画をつくる上で、もう一つ、ずっと気にかかっていることは、計画ができると、どうしてもある程度の強制力を持つことになる。教育委員会の方は毎回来られているが、現場の先生方や、各相談機関の現場の方々知らない間に方針が変わっていて、こんな仕事をしなければならないのかという状況にならないような、細かなことではなく、大きな枠組がここでつくれたらいいと思う。それは自分が前に働いていたときにも感じていたことである。大きいところで話をまとめるということは難しいかもしれないが、末端の人ばかりに負担がいかないような枠組でありたい。ぜひこの計画をまとめた時に、これ

が計画として決まったから末端の人に全部これをしてくれということだけで終わらないよ
うな、そういう提言ができたらいいと自分は思っている。

【委員】

6 ページ以降の相談・救済のところ、例えば、相談についての連携については出ているが、現在、相談だけで解決できることは一定のことしかない。その後どのように救済するための対応をするかが大事であり、その対応についての連携が少し抜けているかなと思う。例えば、6 ページの上から2つ目の項目のドメスティックバイオレンスも、相談に行っただけではそれについての具体的な人権救済にならないので、次に相談を受けた側がどのように対応するか。また、専門家でないと対応が難しいとは書いてあるが、実際のところ、1人の専門家だけでは対応できない状況がある。例えば、最初に相談窓口の相談員が聞いたら、次に心理的面はカウンセラーに任せ、法的部分は弁護士とか法律家に任せるなど、それから身体的な安全の面は母子生活支援施設といったセンターに行ってもらおうというように、1つの人権救済をするには多方面のいろいろな専門家がかかわって連携することが必要となる。そのところで職種によって、これ以上はできないという自分の限界を設定してしまうと、せっかく相談を受けても対応できないので、今後は救済の場面でのきちんとした連携をしていくということが必要だろうと思う。その連携をしていくときに、どこが専門機関になるのか、例えば、ドメスティックバイオレンスであれば被害者相談センターがネットワークの連携のマネジメントをするのだろうと思うが、なかなかそういうマネジメントをするところがない状況がある。

また、例えば、学校の中のいじめの問題だと、今は先生方がそういう個別の対応をしているが、学校の先生だけではなくて、学校の中のカウンセラーや、親に対してだれがどのように対応していくのかといった具体的な対応を考えるソーシャルワーカーなど、それぞれを動かす人をきちんと配置する必要がある。学校の先生にも聞いていると、やはり先生が全部対応している。例えば、いじめの事件だと、同じクラスに加害者と被害者がいることもある。そうすると、保護者への対応、子どもへの対応など、そのクラスの担任の先生にすれば、全体をどのように対応していくか、誰がどのような対応をするかというマネジメントがなかなかできない。だから、そうしたソーシャルワークを行えるような人をきちんと配置することが必要ではないかと思う。

もう一つは、救済できめ細かくできるのはN G Oである。しかし、相談もそうであるが、

NGOや、行政単独ではできないと思うので、先ほども京都には町衆の力があるとか言われてたように、そうした市民の力をきちんと引き出すことが必要である。行政の予算が足りないところを市民に補わせるというのではなくて、市民の活動に対し、一緒に協力していくという形の位置付けをしていただきたいと思う。

それと、本当に京都市が救済に乗り出すとしたら、救済機関が必要ではないか。例えば、私は人権擁護員として、法務省からの任務を受け、京都市からも推薦していただいているが、これは全国的な仕組みなので、本当に京都市の人権課題について救済し、それをきちんとフォローアップしていくなれば、例えば、人権擁護条例のようなものをつくって、オンブズパーソンのような形で絶えず全般的な相談を受けて、第三者的に、京都市の施策面についてきちんと具体的なことを踏まえた意見を言えるような機関の創設なども考えてみてはいかがかと思う。

【委員】

相談・救済の部分のお話が出たが、確か人権擁護法案が出されたものの、衆議院の解散に伴って廃案になってしまったと思うが、その後の動きなどについて、今お話しになった部分も含めてもう一度お教えいただければありがたい。

【事務局】

今、救済の機関の話が出たが、例えば、救済等を行う人権委員会の設置や、人権救済のさまざまな手続のことを定めた人権擁護法案が昨年末の衆議院の解散で廃案になった。それに替わる新しい法案がこの秋にも提出されるのではないかという報道もあったが、結局見送られてしまい、来年のどの時点でどのようなものが出されるかまだはっきりとした情報がない。このように、基本的には、国で救済機関を設置しようとする状況がある。先ほど安保先生が言われたような、市で何らかの救済機関をつくってはどうかという話もあったが、財政が厳しい中で、二重行政についての厳しい指摘への対応が必要であり、国がどのような機関をつくるのかということ踏まえたうえでないと市民が混乱することにもなるかと思う。

そういう中で、先ほど座長が言われように、女性や子どものように、既に法的な救済の措置がとられている分野もあり、自治体独自の救済制度を検討する際には、国の人権擁護法案等の動きをしっかりと見ていく必要があると考えている。

【座長】

今、委員から、分野は限られるが、条例の中でオンブズパーソンを設置するという非常に具体的なご提言があった。例えば、そういう提言を市の方針として採択することが可能なのかということを知りたい。つまり、我々が最終的にパブリックコメントに付す原案の中にそのような条項が入ってもいいのか。

それについては委員会次第か。

【事務局】

例えば、前の法案では救済機関として人権委員会というものを検討するということがあったが、市でもそのような機関をつくるとなると、どのような権限を持たせるのかということなど、国の機関との整合性を見ていく必要があると思っている。

局長からも説明させていただく。

【事務局】

今の説明がいきなり中間を飛ばして言ったように思うので、補足させていただく。

この委員会にお諮りしている以上は、委員会としての判断で提言をしていただきたい。つまり、市として言ってもらっては困るというような制約はない。ただ、今申し上げたのは、その点について今の段階でどう考えているのかということであり、国の動向がまだ流動的である中で、確かに一足飛びに市が先行してしていくということはいろいろと困難があるのではないかという思いを申し上げただけであって、この委員会として提言をして良い悪いということは一切ないので、それはこの委員会として判断していただきたいと思う。

【座長】

だから、どういうのが出てくるかを見ないと意見が言えないとみんなが言っているのはそういうことであるが、出てきたものに対して委員会の要望としては、国の動向を見ながら京都市独自のそういった救済機関の設置を少なくとも検討していただきたいという提言は我々としてはやりたい、少なくとも私はやるつもりでいる。

【委員】

おそらくこういう計画案は、先ほど委員が言われたような京都ならではの部分と、横並び的な状況の中で一步踏み込んで、ほかの自治体に先んじて、京都市はここまでやるというものとの、2つの方向性で特色が出せると思うので、今、座長からも言っていたが、今までの流れからは、そこまで踏み込むのかと思われるようなことでも入れられるものは幾つか入れていく方がいいと思う。ただ、入れたのにそれが計画の策定に反映されないと格好が悪い。格好が悪いというか、委員として提言したのに、実現できなかったのかということになる。

ここが、先ほど委員が言われたように、私達自身が提言の文言をまとめたのであれば、まだ、行政としても、好きなことを委員に言われてしまったということでもいいのかもしれないが、事務局を市の方に任せ、原稿を作ってもらっている状況もある。委員会では踏み込んで言いたいことを言ったが、最終的に策定した計画は随分ギャップがあるということになってもいけないので、例えば、表現を控えめにしていくとか、それでもやはりここは京都らしさというところで踏み込んで言っておきたいといったところを具体的に双方で詰めていく方が実のある議論になると思う。

市民団体との協働についての意見を、教育のところでは反映していただいているが、NPOや市民団体との連携は、教育・啓発の分野だけでなく、保障や相談・救済といった全般にかかわる。人権施策だけでなく、いろいろな分野で協働という言葉が流行のように言われるが、市民の力は無視できないものだと思う。それが施策のところに入るのか、進行管理や体制のところに入るのかわからないが、市が何かするというだけではなく、また市民の力を利用するのでもなくて、本当に対等な形で、むしろ市民から学ぶようなところも必要なのだということはずいぶん触れていただきたいと思う。

【委員】

具体的な提言だが、産業観光局でいろいろな施策の推進をしていただいているし、「ベシク」という情報誌も出していただいで、非常に力強い施策をやっていただいていると思う。もう一つ、フォローアップとして、研修に参加してのアンケートだけではなく、各企業を訪問して、その企業の人権問題は怎么样了とか、あるいはどのように今後企業として取り組んでいくのか、CSR、企業の社会的責任をどのようにして遂行していくのかということ確認していただいではいかがか。人もたくさん必要となるだろうし、大変だけれども、そのような具体的で実のあることをやるということに加え、フォローとい

うことで、実のある人権教育を企業に進めていただくということも大事かと思う。

【座長】

これはフォローアップでもいいし、教育・啓発のところでもいいが、少なくとも今まで企業の社会責任という発想が日本のどこにもないので、京都市としては、できる範囲でそういうことに少なくとも取り組むべきであるということを我々委員会として提言したいと思う。

【委員】

今回、推進計画ができるわけだが、言葉として文化という言葉が新たに入っている。まず、最後に完成したときに文化のにおいがどれだけ出るのが我々の役目だと思う。うまく出さないと表題に負けてしまったということになるのではないかという気がしている。

それから、当然この推進計画はあくまでもある方向性を示しているだけであって、あまり具体的な施策には及ばないということであり、具体的な施策にこの計画をもとに取り組みされることになるわけだが、そういうことも含めて、進行管理は多分京都市の内部でされていると思う。このごろ、私どもでも言われるが、外部監査で、きちんと正當にやっているかどうかという評価を外部の人にやってもらいなさいということをやられているが、その視点からすると、市民組織でこの進行を管理する部分をつくるということも1つのアイデアではないかという意見を持っている。

【座長】

フォローアップのところも含めて、今日、これだけは言っておきたいということがあれば、お願いしたい。

【副座長】

先ほど委員がNGO、NPOということをやられた。こうした人権関係の施策について市民にパブリックコメントを求める際に、パブリックコメントを求めると同時に市で把握しておられる人権関係のNGOやNPOと協議して意見を聴く機会を設けられたらどうかと思う。そういうものを市が計画しているということで、NGO、NPOの団体に呼びかければ、京都のそういう関係の団体の方が参加されるだろうし、そうしたことをきっかけ

に、今後また、フォローアップという部分などで、NGO、NPOの方々と連携するということをお考えになったらどうかと思う。これは、外務省など国の場合も、人権関係の条約とか、人権関係の先生がおやりになっている報告書審査の場合に、NGOの団体と定期的な協議の場を設けている。これが成功した最近の例としては、障害者権利条約でNGOが積極的に参加した例があり、あるいは、女子差別の場合にも成功例がある。それ以外ではかなり不満なところもあるかもしれないが、しかし、少なくともそういうパイプを持ち続けているということは、それなりに大きな意味があると思うので、市のレベルでも可能であればそういうことをお考えいただければいいと思う。

【座長】

要するに、フォローアップと絡めて、先ほどから言われているのは、市民の力を利用するのではなく、活用するということである。行政が同じ目線まで降りてきて取り組むという姿勢を持つ。それも1回きりじゃなくて継続的な定期的会合として行う。機関を設けて行っていくということにつながるのだろうと思う。いろんな分野にそういう可能性がある。先ほどお話のあったように、分野によっては既にやっておられるところもあると思うが、基本方針としてそういうことを盛り込んだら、各分野にそれが広がっていく。

【委員】

この意見整理の中に、大学生とか大学院生の話はあまり出ていなかったもので、今見直して、これはまずいと思った。京都には学生がとても多いので、市と行政と学生の協働プロジェクトみたいなことが人権に関わってできたらもっといいのではないかと思う。というのは、自分のいる研究科は比較的、政治等に関心のある人が多いはずなのに、昨日、たまたま出た授業で選挙について議論をした時、自分はあまり選挙に行かない、行っても行かなくても変わらないというように、学生の間でも結構がっかりした感じがあった。自分には選挙権がないので、いや、もっと頑張ら行ってほしいと言ったが、日本の国籍を持ち、政治等に関心を持っている学生の間でもそうしたガッカリ感が出ているというのはすごく残念だった。京都のプロジェクトや、NGO、NPOとの関係も話に出ていたが、そういうところからの意見が保障、相談、教育・啓発に反映されることが多くなれば、また違ってくるのではないか。

【座長】

今言われたように、人権の分野については、あきらめているのか、あきれているのか、どうも若者が冷め切っている感じがある。例えば年金の問題では、我々の世代は、払い込んだ以上の額を今いただいているので、早く死んで若い世代の苦勞を少しでも減らそうかとは思いますが、逆に若い世代が納得して、希望を持って年金を振り込めるようなシステムにしていくことが政治であり、行政の責任だと思う。それは、府民共済、県民共済等々いろいろな取組があるが、本当に人権に直結する問題であり、それに向けて、大学生、大学院生、学生のまちとして、彼らの声が京都の人権行政に反映していくチャンネルを工夫する必要がある。これも具体的な提言につながると思う。

【委員】

先ほど提言が4つぐらいあったが、大いに賛成である。それから、今、委員が言われた学生のまち、座長はご専門だと思うが、外国からおいでになる学生さんの話もあると思うので、そういうものもきちっとやっていただきたい。個人的にもいろいろな審議会に参加させていただいているが、一番思うのは、行政の中の特定の課の問題だけになってしまう傾向が多い。例えば、今日は市教委の方がお見えになっているのかどうか知らないが、10年の行動計画の見直しとしていろいろな課や局から提言があった。それをそれぞれの課の枠を越えて取り組む必要があるのではないか。例えば、京都府が、いいかどうか別にして、大グループ制などを敷く。例えば、何か人権というテーマがあれば、いろいろな課からたくさんの方が集まってきて、何とかできないものかと思う。要するに、外に第三者のこういう人権の審議会をつくるのも結構だが、部局というか、市の中で大グループ制みたいなものを作ってはどうか。要するに、人権問題に対して、保健福祉課とか、市教委、それからドメスティックバイオレンスを扱う課とか、その枠組をみんなが乗り越えて、そういうグループをつくってはどうか。審議会に参加させてもらっていたときにいつもそう思っている。

【事務局】

今ご提案いただいた大グループ制の話であるが、すべての分野ではないが、特定のテーマについてはプロジェクトチームの体制をとっている。また、人権の分野で言えば、庁内で人権文化推進会議というものを設置している。これは、局長級、部長級、課長級に分か

れ、部局の枠を越え、庁内の横断的な組織として、必要に応じて会議を行っている。今回も、この策定委員会と並行し、人権文化推進会議で新たな計画について議論している。先ほどの御指摘を含め、取り入れるべきものは取り入れていきたいと思う。

【座長】

問題は、こういう委員会に出でなくても、あるいは委員にならなくても、市がそういう取組をされているということが一般情報として市民に伝わってくる必要があるということである。そういう意味で、人権行政の透明性というか、それも提言に入らと思うが、基本的な共通問題としてお考えいただけたらと思う。

それでは、後ほどでも、何か言っておいたらよかったということがあれば、市へ個別にお出しいただくということで、委員会としてはこれで閉じたいと思う。いろいろ意味のあるご提言を非常に議論しにくい中でお出しいただいたことを感謝する。